



山形県公報

平成24年3月9日(金)
第2324号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……225
- 山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……245

### 告 示

- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……257
- 有害図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課) ……259
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……260
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定……………( 同 ) ……261
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……262
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……263
- 同……………( 同 ) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……264
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁地域振興課) ……同

## 規 則

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第5号

#### 山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立自然公園条例施行規則(昭和34年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「知事の」を「規則で」に改め、同条第6号中「及び給油施設」を「、給油施設及び昇降機」に改め、同条第7号中「鋼索鉄道」を「水上飛行機、鉄道」に、「運輸施設、」を「運送施設、」に改め、同条第10号中「養魚施設」を「動物繁殖施設」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 砂防施設及び防火施設

第7条から第14条までを次のように改める。

（公園事業の執行の協議又は認可）

第7条 条例第9条第2項の協議又は同条第3項の認可は、前条各号に掲げる施設（以下「公園施設」という。）ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の協議又は認可の申請）

第8条 条例第9条第4項の協議書又は申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第9条第4項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(2) 第6条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

(3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第9条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国又は市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

(1) 個人にあつては、住民票の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の1以上の配置図

(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の1以上の図面

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(12) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用し、又は使用する必要があることについての理由書（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第9条 条例第9条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第4項第1号に掲げる事項の変更

(2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

(3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間の変更

(4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額の変更

(5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項の変更

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第10条 条例第9条第7項の協議書又は申請書は、別記様式第2号によるものとする。

2 条例第9条第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、第8条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第11条 条例第9条第9項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

（承継の協議又は承認の申請）

第12条 条例第10条の3第1項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、別記様式第4号による協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

- 2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 条例第10条の3第1項の合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
  - (2) 第8条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
  - (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 条例第10条の3第2項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第5号による申請書を知事に提出するものとする。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第8条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
  - (2) 被相続人との続柄を証する書類
  - (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類  
(公園事業の休廃止の届出)
- 第13条 条例第10条の4の規定による届出をしようとする者は、別記様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、第8条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。  
(認可の失効の届出)
- 第14条 条例第10条の5第2項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第6号の2による届出書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 第8条第3項第3号及び第4号に掲げる書類
  - (2) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類
- 第15条から第19条までを削る。
- 第19条の2中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第15条とする。
- 第20条第2項第1号中「5万分の1」を「2万5千分の1」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 条例第11条第3項の規定による許可を受けようとする行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は当該行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合に於ては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
  - (2) 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用
  - (3) 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
  - (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合に於ては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果
- 第20条を第16条とする。
- 第20条の2の見出しを「(既着手行為等の届出書)」に改め、同条第2項中「前条第2項第2号から第4号まで」を「前条第2項第1号」に、「の添付を省略することができる」を「を添えれば足りる」に改め、同条を第17条とする。
- 第21条中「第11条第7項第3号」を「第11条第7項第4号」に改め、同条第6号中「で当該工事敷地内におけるもの」を削り、同条第9号中「含む。）」を「含む。）」に改め、同条第11号の2中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第11号の4の次に次の1号を加える。
- (11)の5 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。
- 第21条第18号を次のように改める。
- (18) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 第21条第18号の次に次の18号を加える。
- (18)の2 宅地の木竹を損傷すること（条例第11条第3項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。
  - (18)の3 自家用のために木竹を損傷すること。

- (18)の4 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の5 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の6 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の7 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (18)の8 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の9 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の10 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の11 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の12 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
- (18)の13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (18)の14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- (18)の15 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (18)の17 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (18)の18 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- (18)の19 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第21条第24号中「建築物の壁面に」を削り、「広告物その他これに類する物を」を「広告物等を建築物の壁面に」に改め、「広告その他これに類するものを」を削り、同条第28号中「第11条第3項第10号」を「第11条第3項第11号」に改め、同条中第28号の6を第28号の14とし、同号の次に次の5号を加える。

- (28)の15 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第11条第3項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。
- (28)の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- (28)の17 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められる犬を、その目的のために放つこと。
- (28)の18 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- (28)の19 家畜を係留放牧すること（条例第11条第3項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第21条中第28号の5を第28号の13とし、同条第28号の4中「(平成14年法律第88号)」を削り、同号を同条第28号の10とし、同号の次に次の2号を加える。

- (28)の11 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (28)の12 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業

として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第21条第28号の3中「県立公園において」及び「(平成4年法律第75号)」を削り、「鳥獣」を「動物」に改め、同号を同条第28号の9とし、同条中第28号の2を第28号の8とし、第28号の次に次の6号を加える。

(28)の2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

(28)の3 農業を営むために条例第11条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

(28)の4 森林の整備及び保全を図るために条例第11条第3項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(28)の5 知事が指定する区域以外の区域において木竹を植栽すること（条例第11条第3項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(28)の6 宅地内に木竹を植栽すること。

(28)の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第21条第31号中「をすること。」を削り、同条第31号の2中「通常行われる行為のために」を削り、同条中第31号の17を第31号の18とし、第31号の16を第31号の17とし、同条第31号の15中「第11条第3項第12号」を「第11条第3項第16号」に、「条例第11条第3項の」を「同項の」に改め、同号を同条第31号の16とし、同条第31号の14中「第11条第3項第12号」を「第11条第3項第16号」に改め、同号を同条第31号の15とし、同条第31号の13中「若しくは」を「又は」に、「こと」を「こと（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」に改め、同号を同条第31号の14とし、同条第31号の12の次に次の1号を加える。

(31)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第21条第33号を次のように改める。

(33) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、国又は地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

第21条中第34号及び第35号を削り、第36号を第34号とし、同条を第18条とする。

第21条の2第2項中「第20条第2項に規定する」を「第16条第2項各号に掲げる」に改め、同条を第19条とする。

第22条第1号中「海面」を「海域」に改め、同号ロ中「ガス管、電線その他これに類するもの」を削り、同号ハ中「煙突その他これに類するもの」を削り、同号チ中「別荘、レジャーランドその他これに類する施設」を「別荘地」に改め、同号リ中「その他の工作物」を「遊戯施設（建築物を除く。）」に改め、同条第2号中「海面の」を「海域の」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「第13条第7項第3号」を「第13条第7項第4号」に改め、同条第1号中「第21条第1号から第11号の4まで」を「第18条第1号から第11号の5まで」に改め、同条第14号中「第22条第1号」を「前条第1号」に改め、同条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、国又は地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

- イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- ロ 風景の維持のために行われる措置の内容
- ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- ニ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を、知事に通知する旨

第23条を第21条とし、第23条の2を第22条とする。

第24条中「第15条第2項（第18条において準用する場合を含む。）又は条例」を「条例第10条の7第2項、」に、「若しくは」を「又は」に、「別記様式第9号」を「別記様式第12号」に改め、同条を第28条とし、同条の前に次の5条を加える。

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第23条 条例第11条第3項の規定による許可を受けた行為又は条例第13条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条第2項及び第3項又は第19条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第11条第3項の規定による許可の申請又は同条第4項若しくは第6項若しくは第13条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第24条 条例第17条の3第4項の申請書は、別記様式第9号によるものとする。

2 条例第17条の3第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第17条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第25条 条例第17条の3第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第26条 条例第17条の3第7項の申請書は、別記様式第10号によるものとする。

（生態系維持回復事業の内容の軽微な変更の届出）

第27条 条例第17条の3第9項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第11号の規定による届出書を知事に提出しなければならない。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「申請者（協議者）」を「協議者（申請者）」に、「県立自然公園事業執行認可申請書（県立自然公園事業執行協議書）」を「県立自然公園事業執行協議（認可申請）書」に、「第9条第3項（第2項）」を「第9条第2項（第3項）」に、「申請します（協議します）」

を「協議（申請）します」に、公園事業の種類を公園施設の種類の種類に、

県 市 町 村 大字 字 番地を

郡 市 町 村 大字 字 番地に、

|                 |  |
|-----------------|--|
| 施設の管理又は経営方法の概要  |  |
| 事業資金の総額及びその調達方法 |  |

を

|                |  |
|----------------|--|
| 施設の管理又は経営方法の概要 |  |
|----------------|--|

に

改め、同様式の備考中第1項を削り、同備考第2項中「公園事業の種類」を「公園施設の種類」に、「事業の名称」を「施設の名称」に改め、同項を同備考第1項とし、同備考中第3項を第2項とし、同備考第4項中「など」を「等」に改め、同項を同備考第3項とし、同備考中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

別記様式第2号及び別記様式第3号を削る。

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「申請者（協議者）」を「協議者（申請者）」に、「公園事業執行認可事項変更承認申請書（公園事業執行同意事項変更協議書）」を「公園事業内容変更協議（認可申請）書」に、「山形県立自然公園条例施行規則第10条第1項（第18条において準用する同規則第10条第1項）」を「山形県立自然公園条例第9条第6項」に、「認可を受けた（同意を得た）」を「協議をした（認可を受けた）」に、「申請します（協議します）」を「協議（申請）します」に、「指令 第 号」を「第 号」に、

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 施設の位置          |  |  |
| 施設の規模及び構造      |  |  |
| 施設の管理又は経営方法の概要 |  |  |

を

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

に改め、同様式を別記様式第2号と

し、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

公園事業内容軽微変更届出書

山形県立自然公園条例第9条第9項の規定により、公園事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。

|                                 |                     |                    |       |
|---------------------------------|---------------------|--------------------|-------|
| 執行の協議をした<br>(認可を受けた)<br>年月日及び番号 |                     | 年 月 日 第 号          |       |
| 公園施設の種類                         |                     |                    |       |
| 変更の内容                           | 事項                  | 変更前                |       |
|                                 | 氏名(名称、代表者の氏名)<br>住所 |                    |       |
|                                 | 公園施設の管理又は<br>経営の方法  | 受託者                |       |
|                                 |                     | 標準的な額              |       |
|                                 |                     | 供用期間               |       |
|                                 | 供用予定日<br>年 月 日      | 年 月 日              | 年 月 日 |
| 工事施行の予定<br>期                    | 年 月 日着工<br>年 月 日完了  | 年 月 日着工<br>年 月 日完了 |       |
| 変更した年月日                         | 年 月 日               |                    |       |
| 変更を必要<br>とした理由                  |                     |                    |       |
| 備考                              |                     |                    |       |

(備考)

- 「公園施設の種類」の欄には、山形県立自然公園条例施行規則第6条に規定する施設の名称を記入すること。
- 不要の文字は、抹消すること。



様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

協議者（申請者）住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

公園事業者地位承継協議（承認申請）書

山形県立自然公園条例第10条の3第1項の規定により、公園事業者の地位を承継したいので、次のとおり協議（申請）します。

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 執行の協議をした<br>（認可を受けた）年<br>月 日 及び 番号 | 年 月 日 第 号 |
| 公園施設の種類                            |           |
| 合併（分割）法人の名<br>称、住所及び<br>代表者の氏名     |           |
| 合併（分割）<br>した年月日                    | 年 月 日     |
| 合併（分割）<br>した理由                     |           |
| 備考                                 |           |

(備考)

1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏 名

(記名押印又は署名)

## 公園事業者地位承継承認申請書

山形県立自然公園条例第10条の3第2項の規定により、公園事業者の地位を承継したいので、次のとおり申請します。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 執行の認可を受けた年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 公園施設の種類          |           |
| 被相続人の氏名及び住所      |           |
| 被相続人が死亡した年月日     | 年 月 日     |
| 備考               |           |

(備考)

- 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
- 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 公園事業休止（廃止）届出書

山形県立自然公園条例第10条の4の規定により、公園事業を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 執行の協議をした<br>（認可を受けた）年<br>月 日 及び 番号 | 年 月 日 第 号 |
| 公園施設の種類                            |           |
| 休止しようとする<br>公園施設の範囲                |           |
| 休止の予定期間<br>（廃止の予定年月日）              |           |
| 休止中（廃止後）の<br>公園施設の管理方法<br>（取扱い）    |           |
| 休 止（ 廃 止 ）を<br>必 要 と す る 理 由       |           |
| 備 考                                |           |

(備考)

- 1 公園事業を休止（廃止）しようとする者が法人又は組合であるときは、公園事業休止（廃止）に関する意思決定を証する書類を添えること。
- 2 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。  
様式第6号の2

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

公園事業執行認可失効届出書

山形県立自然公園条例第10条の5第2項の規定により、公園事業の執行の認可が失効したため、次のとおり届け出ます。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 執行の認可を受けた年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 公園施設の種類          |           |
| 失効した年月日          | 年 月 日     |
| 失効した理由           |           |
| 備考               |           |

（備考）

不要の文字は、抹消すること。

別記様式第7号(9)中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「特別地域内高山植物等採取（損傷）許可申請書」を「特別地域内高山植物等の採取（損傷）（木竹の損傷）許可申請書」に、「の採取（損傷）」

を「の採取（損傷）（木竹の損傷）」に、

|   |   |   |    |   |    |   |
|---|---|---|----|---|----|---|
| 県 | 郡 | 町 | 大字 | 字 | 番地 | を |
|   | 市 | 村 |    |   |    |   |

|   |   |    |   |    |
|---|---|----|---|----|
| 郡 | 町 | 大字 | 字 | 番地 |
| 市 | 村 |    |   |    |

に、「附近」を「付近」に改める。

別記様式第7号（9の3）を別記様式第7号（9の6）とし、別記様式第7号（9の2）を別記様式第7号（9の3）とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第7号（9の4）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

特別地域内動物の放出許可申請書

山形県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                         |                           |    |     |
|-------------------------|---------------------------|----|-----|
| 目 的                     |                           |    |     |
| 行 為 地                   | 郡 町 市 村                   | 大字 | 地 目 |
|                         |                           |    | 番地  |
| 行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況 |                           |    |     |
| 動 物 （ 家 畜 ） の 種 類       |                           |    |     |
| 施 行 方 法                 | 動 物 （ 家 畜 ） の 数 量 （ 頭 数 ） |    |     |
|                         | 管 理 方 法                   |    |     |
| 予 定 期 日                 | 着 手                       | 年  | 月 日 |
|                         | 完 了                       | 年  | 月 日 |
| 備 考                     |                           |    |     |

（備考）

- 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第7号（9の5）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

山形県立自然公園条例第11条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における の  
色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                         |                    |     |      |
|-------------------------|--------------------|-----|------|
| 目                       | 的                  |     |      |
| 行 為 地                   | 郡 町 市 村            | 大字  | 字 番地 |
|                         |                    | 地 目 |      |
| 行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況 |                    |     |      |
| 施 行 方 法                 | 色 彩 を 変 更 する 工 作 物 |     |      |
|                         | 色 彩 を 変 更 する 箇 所   |     |      |
|                         | 現 在 の 色 彩          |     |      |
|                         | 変 更 後 の 色 彩        |     |      |
| 予 定 日                   | 着 手                | 年   | 月 日  |
|                         | 完 了                | 年   | 月 日  |
| 備 考                     |                    |     |      |

(備考)

- 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

別記様式第7号(9)の次に次の1様式を加える。

様式第7号（9の2）

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

特別地域内木竹以外の植物の植栽（<sup>は</sup>播種）許可申請書

山形県立自然公園条例第11条第3項の規定により、<sup>は</sup> 県立自然公園の特別地域内における木竹以外の植物の植栽（<sup>は</sup>播種）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                             |                        |       |  |
|-----------------------------|------------------------|-------|--|
| 目                           | 的                      |       |  |
| 行 為 地                       | 郡 町 大字 字 番地<br>市 村     | 地 目   |  |
|                             |                        |       |  |
| 行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況     |                        |       |  |
| 植栽（ <sup>は</sup> 播種）する植物の種類 |                        |       |  |
| 施 行 方 法                     | 植栽（ <sup>は</sup> 播種）面積 |       |  |
|                             | 植栽（ <sup>は</sup> 播種）数量 |       |  |
|                             | 植栽（ <sup>は</sup> 播種）方法 |       |  |
|                             | 管 理 方 法                |       |  |
|                             | 関 連 行 為 の 概 要          |       |  |
| 予 定 日                       | 着 手                    | 年 月 日 |  |
|                             | 完 了                    | 年 月 日 |  |
| 備 考                         |                        |       |  |

（備考）

- 1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。
  - 2 不要な文字は、抹消すること。
- 別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 県立自然公園生態系維持回復事業確認（認定）申請書

山形県立自然公園条例第17条の3第2項（第3項）の規定により、 県立自然公園内における生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので申請します。

|                |  |
|----------------|--|
| 生態系維持回復事業を行う期間 |  |
| 生態系維持回復事業を行う区域 |  |
| 生態系維持回復事業の内容   |  |
| 備 考            |  |

（備考）

- 1 申請に当たっては、区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図及び生態系維持回復事業実施計画書（任意様式）を添付すること。
  - 2 「備考」の欄には次の事項を記載すること。
    - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
    - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の進捗状況
  - 3 不要の文字は、抹消すること。
- 別記様式第9号の次に次の3様式を加える。



様式第10号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 県立自然公園生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

山形県立自然公園条例第17条の3第6項の規定により、 県立自然公園内における生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項を変更したいので申請します。

| 確認（認定）を受けた年月日及び番号   |                | 年 月 日 第 号 |     |
|---------------------|----------------|-----------|-----|
| 変 更 の 内 容           | 事項             | 変更前       | 変更後 |
|                     | 生態系維持回復事業を行う期間 |           |     |
|                     | 生態系維持回復事業を行う区域 |           |     |
|                     | 生態系維持回復事業の内容   |           |     |
| 変 更 を 必 要 と す る 理 由 |                |           |     |
| 備 考                 |                |           |     |

(備考)

- 1 生態系維持回復事業を行う区域を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の区域図を添付すること。
- 2 「備考」の欄には次の事項を記載すること。
  - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 3 不要の文字は、抹消すること。

様式第11号

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 県立自然公園生態系維持回復事業軽微変更届出書

山形県立自然公園条例第17条の3第9項の規定により、  
県立自然公園内における生態系維持回復事業  
を変更したので届け出ます。

| 確認（認定）を受けた年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |     |
|-------------------|-----------|-----|
|                   | 変更前       | 変更後 |
| 変 更 の 内 容         |           |     |
| 変 更 し た 年 月 日     |           |     |
| 備 考               |           |     |

(備考)

不要の文字は、抹消すること。

様式第12号

(表)

この証明書を携帯する者は、次の各号の行為を行う職員である。

- 1 山形県立自然公園条例第10条の7第1項の規定による立入検査を行うこと。
- 2 山形県立自然公園条例第15条第2項の規定による立入検査等を行うこと。
- 3 山形県立自然公園条例第17条第2項の規定による指示を行うこと。
- 4 山形県立自然公園条例第25条第1項の規定による実地調査のための立入標識の設置等を行うこと。

---

|           |  |            |
|-----------|--|------------|
| 身 分 証 明 書 |  | 第 号        |
|           |  | 所 属<br>職氏名 |
| 年 月 日交付   |  | 山 形 県 印    |

(裏)

## 山形県立自然公園条例（抄）

(報告徴収及び立入検査)

**第10条の7** 知事は、第9条第3項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

**第15条** 知事は、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第3項の規定による許可を受けた者又は第13条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第11条第3項、第13条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第11条第3項各号若しくは第13条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(利用のための規制)

**第17条** 県立公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該県立公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような方法で客引きをし、その他当該県立公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(実地調査)

**第25条** 知事は、県立公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ若しくは除去させることができる。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）その他他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の山形県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の申請書に係る申請がされた場合における認可並びに当該認可に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に山形県立自然公園条例等の一部を改正する条例（平成23年10月県条例第44号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正前の山形県立自然公園条例（以下「旧条例」という。）第9条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正条例第1条の規定による改正後の山形県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第9条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にされている旧規則第9条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営の方法の変更については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行前に旧条例第9条第2項及び第3項の公園事業の執行の同意又は認可を受けた旧規則第6条第7号の施設（旧条例第9条第2項の規定により市町村が行う公園事業にあつては、当該施設及び道路法（昭和27年法律第180号）による道路）に係る新条例第9条第4項第5号に掲げる事項の変更については、新条例第9条第6項及び第9項の規定は、適用しない。
- 6 この規則の施行前に旧規則第10条第1項の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に旧規則第10条第1項の規定によりされた承認（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、新条例第9条第6項の規定によりされた認可とみなす。
- 8 この規則の施行前に旧規則第18条において読み替えて準用される旧規則第10条第1項の同意を得ようとしている者の協議書及びその添付書類は、新条例第9条第7項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。
- 9 この規則の施行前に旧規則第11条（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新条例第10条の4の規定によりされた届出とみなす。
- 10 この規則の施行前に旧規則第12条第1項（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第14条（旧規則第18条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 12 この規則の施行前に旧規則第8条第1項若しくは第2項（旧規則第10条第2項において準用する場合を含む。）、同条第1項、第11条若しくは第15条第3項の規定又は旧規則第15条第1項若しくは第16条の規定による命令に違反した行為（附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 13 この規則の施行前に旧条例第9条第3項の認可を受けた者（この規則の施行後に附則第2項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての新条例第10条の5第3項の規定の適用については、旧規則第13条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新条例第9条第10項の規定により付された条件とみなす。
- 14 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている同意又は認可の申請又は届出は、この規則の施行の日以後は、この規則による改正後の山形県立自然公園条例施行規則の相当規定によりされているものとみなす。
- 15 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第6号****山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県自然環境保全条例施行規則（昭和48年6月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「繁殖地若しくは渡来地」を「若しくは繁殖地」に改める。

第3条中「第14条の4第1項」を「第14条の7第1項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特別地区内における行為の許可基準）

第3条の2 条例第10条第5項の規則で定める基準は、許可の対象となる行為が災害防止のために必要やむを得ないこと又は当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境を損なうおそれが少ないことのほか、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次のイに掲げる建築物の新築又は既存の建築物の改築若しくは増築で次のロ及びハに該当すること。

イ 新築が認められる建築物

(イ) 現に存する建築物の敷地内における現に存する建築物の建替えのためのもの

(ロ) 特別地区が特定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した建築物の当該建築物の敷地内における建替えのためのもの

(ハ) 災害により滅失した建築物の復旧のためのもの

(ニ) 当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるもの

(ホ) 農林漁業又は地域住民の生活の用に供するために必要な物置、作業小屋、車庫等

(ヘ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために必要なもの

(ト) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）及び旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）に基づく宗教法人の境内建物である建築物その他の工作物で当該工作物が現に存する境内地におけるもの

(チ) 消防又は水防の用に供する機械、器具等を格納するもの

ロ 建築物の高さ イの(イ)及び(ト)に掲げる建築物を除き、新築、改築又は増築後における当該建築物の高さが10メートル（当該新築、改築又は増築前における建築物の高さが10メートルを超えるときは、当該建築物の高さ）を超えないもの

ハ 建築物の面積 イの(イ)及び(ト)に掲げる建築物を除き、新築、改築又は増築後における当該建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第2号に規定する地階の床面積を除く。以下同じ。）の合計が100平方メートル（当該新築、改築又は増築前の建築物の床面積の合計が100平方メートルを超えるときは、当該建築物の床面積の合計）を超えないもの

(2) 工作物の新築、改築又は増築 次のいずれかに掲げる工作物に係るものであること。

イ 新築、改築又は増築後における当該工作物の高さが10メートル（当該新築、改築又は増築前における当該工作物の高さが10メートルを超えるときは、当該工作物の高さ）を超えないもので、かつ、水平投影面積が100平方メートル（当該新築、改築又は増築前における当該工作物の水平投影面積が100平方メートルを超えるときは、当該工作物の水平投影面積）を超えないもの

ロ 当該新築、改築又は増築に係る工作物の構造が容易に移転し、又は除却することができる仮設のもの

ハ 地下に設けるもの

ニ 農林漁業を営むために必要な用排水施設、農道、林道その他これらに類するもの

ホ 公益を目的とするもの

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 次のいずれかに該当すること。

イ 前2号に掲げる建築物又は工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な最小限度の規模のもの

ロ 農地又は採草放牧地に接する土地の開墾のために行うもの

ハ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的とする土地の発掘又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために行うもの

(4) 鉱物の掘採又は土石の採取 次のいずれかに該当すること。

イ 学術研究のために行うもの

ロ 第1号及び第2号に掲げる建築物及び工作物の新築、改築又は増築を行うために必要な地質調査のために行うもの

ハ 水又は温泉を湧出させるために行うもの

ニ 掘採又は採取の方法が露天掘でないもの

(5) 木竹の伐採 次のいずれかに該当すること。

イ 前各号に掲げる行為を行うために必要な最小限度のもの

- ロ 森林における択伐の方法によるもの
- ハ 森林である土地の区域外における必要最小限度のもの
- (6) 知事が指定する区域内における木竹の損傷 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (7) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまく行為 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ行為（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。） 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (9) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内における当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けてする排出 当該行為後における湖沼又は湿原の水の状態を損なうおそれが少ないこと。
- (10) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第3条の3 条例第10条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 次に掲げる施設及び設備の設置（ロ、ニ及びヌに掲げる施設及び設備に係るものに限る。）、改築又は増築
  - イ 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設
  - ロ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標
  - ハ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
  - ニ 文化財保護法第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設
  - ホ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
  - ヘ 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第2項の規定により行う保安施設事業に係る施設
  - ト 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設
  - チ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり等防止施設
  - リ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設
  - ヌ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地又は墓園
  - ル 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
  - ヲ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設
- (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により環境大臣又は知事が指定する鳥獣保護区内における、同法第28条の2第1項の規定により国又は県が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業としての木竹の損傷
- (3) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内の保全事業としての木竹の損傷
- (4) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うための車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸
- (5) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第4条の見出し中「許可」を「許可又は届出」に改め、同条中「第10条第5項第3号」を「第10条第10項第4号」

に改め、同条第6号に次のように加える。

ホ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹の伐採

第4条第10号中「第7号」を「第10号」に改め、「(昭和26年法律第249号)」を削り、同号を同条第13号とし、同条中第9号を第12号とし、同条第8号イ中「(明治30年法律第29号)」を削り、同号ロ中「(昭和31年法律第101号)」を削り、同号ハ中「(昭和33年法律第30号)」を削り、同号ニ中「(昭和39年法律第167号)」を削り、同号ホ中「(昭和44年法律第57号)」を削り、同号を同条第11号とし、同条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 次に掲げる木竹の損傷（条例第10条第4項第7号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）

イ 建築物の存する敷地内における木竹の損傷

ロ 自家の生活の用に充てるための木竹の損傷

ハ 生業の維持のために必要な範囲内の木竹の損傷

ニ 枯損した木竹又は危険な木竹の損傷

ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内の木竹の損傷

ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内の木竹の損傷

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内の木竹の損傷

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものの損傷

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内の木竹の損傷

ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹の損傷

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内の木竹の損傷（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内の木竹の損傷

(8) 森林の整備及び保全を図るために条例第10条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまく行為（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）

(9) 次に掲げる犬（条例第10条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つ行為（同項第9号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つ行為

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つ行為

ハ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められる犬を、その目的のために放つ行為

ニ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つ行為

第5条及び第6条を次のように改める。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第5条 条例第11条第3項第5号の規則で定める行為は、第3条の3各号に掲げるものとする。

第6条 削除

第7条の見出しを「(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)」に改め、同条中「第11条第3項第3号」を「第11条第3項第6号」に改め、同条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「(平成14年法律第88号)」を削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第4条第1号、第2号、第6号イからハまで及び第10号に掲げる行為（同条第1号、第2号又は第10号にあつては、建築物又は工作物の新築を除く。）

第8条中「第14条の5第1項第1号」を「第14条の8第1項第1号」に改める。

第9条の見出し中「国」を「行為の制限の対象とならない国」に改め、「で通知を要しないもの」を削り、同条中「第12条第7項第3号」を「第12条第6項第4号」に、「第14条の5第4項第3号」を「第14条の8第4項第3号」に、「第6条各号」を「第3条の3各号」に改める。



第10条中「第12条第7項第4号」を「第12条第6項第5号」に、「第14条の5第4項第4号」を「第14条の8第4項第4号」に改め、同条第1号中「第4条第9号」を「第4条第12号」に改め、同条第2号イ中「第5条第1号若しくは第2号又は同条第3号ロ若しくはハ」を「第3条の2第3号」に改め、同条第3号イ中「第5条第4号」を「第3条の2第4号」に改める。

第10条の2中「第14条の2第1項第2号」を「第14条の5第1項第2号」に改め、「及び渡来地」を削り、同条を第10条の4とする。

第10条の次に次の2条を加える。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第10条の2 条例第14条の3第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第14条の3第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第10条の3 条例第14条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

第12条第1項中「許可を」を「許可、確認若しくは認定を」に、「許可申請書」を「申請書」に改め、同項第2号中「第10条第8項」を「第10条第7項」に改め、同項第3号中「第10条第11項」を「第10条第9項」に改め、同項第4号中「第11条第3項第4号」を「第11条第3項第7号」に改め、同項第5号中「の規定」を「又は条例第14条の8第1項の規定」に、「普通地区内行為届出書」を「普通地区（里山環境保全地域）内行為届出書」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 条例第14条の3第2項又は第3項の規定による確認又は認定の申請 自然環境保全地域生態系維持回復事業確認（認定）申請書（別記様式第11号の2）

第12条第1項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 条例第14条の3第6項の規定による確認又は認定の申請 自然環境保全地域生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（別記様式第11号の3）

(8) 条例第14条の3第9項の規定による届出 自然環境保全地域生態系維持回復事業軽微変更届出書（別記様式第11号の4）

第12条第2項中「許可申請書」を「申請書」に、「には」を「(同項第6号から第8号までに掲げるものを除く。）」には」に改める。

第14条中「条例」を「自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第48条又は条例」に改める。

第15条中「第14条の6」を「第14条の9」に、「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「第14条の5第1項」を「第14条の8第1項」に、「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に、「規定により処分」を「規定による処分」に改める。

第16条中「第27条第2項」を「第27条第3項」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「第26条第1項」を「条例第26条第1項」に改め、同条第2号中「第27条第1項」を「条例第27条第1項」に改め、同条第3号中「第28条第1項」を「条例第28条第1項」に改める。

別記様式第6号の次に次の3様式を加える。

様式第6号の2

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

特別地区内木竹損傷許可申請書

山形県自然環境保全条例第10条第4項の規定により、山形県 自然環境保全地域特別地区内において木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                         |                    |     |
|-------------------------|--------------------|-----|
| 目 的                     |                    |     |
| 行 為 地                   | 郡 町 大字 字 番地<br>市 村 | 地 目 |
|                         |                    |     |
| 行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況 |                    |     |
| 損 傷 物 の 種 類             |                    |     |
| 施 行 方 法                 | 損 傷 物 の 数 量        |     |
|                         | 損 傷 方 法            |     |
|                         | 自然環境保全上の配 慮        |     |
| 予 定 期 日                 | 着 手 年 月 日          |     |
|                         | 完 了 年 月 日          |     |
| 備 考                     |                    |     |

(注) 1 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号の3

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

特別地区内木竹以外の植物の植栽（播種）<sup>は</sup>許可申請書

山形県自然環境保全条例第10条第4項の規定により、山形県 自然環境保全地域の特別地区内において木竹以外の植物の植栽（播種）<sup>は</sup>の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                             |                        |         |
|-----------------------------|------------------------|---------|
| 目                           | 的                      |         |
| 行 為 地                       | 郡 町 市 村                | 大字 字 番地 |
|                             |                        | 地 目     |
| 行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況     |                        |         |
| 植栽（播種） <sup>は</sup> する植物の種類 |                        |         |
| 施 行 方 法                     | 植栽（播種） <sup>は</sup> 面積 |         |
|                             | 植栽（播種） <sup>は</sup> 数量 |         |
|                             | 植栽（播種） <sup>は</sup> 方法 |         |
|                             | 管 理 方 法                |         |
|                             | 関 連 行 為 の 概 要          |         |
| 予 定 日                       | 着 手                    | 年 月 日   |
|                             | 完 了                    | 年 月 日   |
| 備 考                         |                        |         |

(注) 1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。

2 不要な文字は、抹消すること。

様式第6号の4

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

㊟

特別地区内動物の放出許可申請書

山形県自然環境保全条例第10条第4項の規定により、山形県 自然環境保全地域の特別地区内において動物の放出（家畜の放牧を含む。）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                         |                           |       |  |
|-------------------------|---------------------------|-------|--|
| 目                       | 的                         |       |  |
| 行 為 地                   | 郡 町 大字 字 番地<br>市 村        | 地 目   |  |
|                         |                           |       |  |
| 行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況 |                           |       |  |
| 動 物 （ 家 畜 ） の 種 類       |                           |       |  |
| 施 行 方 法                 | 動 物 （ 家 畜 ） の 数 量 （ 頭 数 ） |       |  |
|                         | 管 理 方 法                   |       |  |
| 予 定 期 日                 | 着 手                       | 年 月 日 |  |
|                         | 完 了                       | 年 月 日 |  |
| 備 考                     |                           |       |  |

(注) 1 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨及びその手続の状況を記載すること。

2 不要な文字は、抹消すること。

別記様式第8号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第10条第8項」を「第10条第7

項」に、  
「 県 郡 町 大字 字 番地  
市 村 」を

「 郡 町 大字 字 番地  
市 村 」に改め、同様式の注書中「まつ消する」を「抹消する」

に改める。

別記様式第9号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第10条第11項」を「第10条第8項」に改める。

別記様式第10号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第11条第3項第4号」を「第11

条第3項第7号」に、

「

|   |   |   |    |   |    |
|---|---|---|----|---|----|
| 県 | 郡 | 町 | 大字 | 字 | 番地 |
|   | 市 | 村 |    |   |    |

」を

「

|   |   |    |   |    |
|---|---|----|---|----|
| 郡 | 町 | 大字 | 字 | 番地 |
| 市 | 村 |    |   |    |

」に改める。

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第14条の5第1項」を「第14条の8第1項」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第11号の2

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 自然環境保全地域生態系維持回復事業確認（認定）申請書

山形県自然環境保全条例第14条の3第2項（第3項）の規定により、山形県 自然環境保全地域内における生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので申請します。

|                |  |
|----------------|--|
| 生態系維持回復事業を行う期間 |  |
| 生態系維持回復事業を行う区域 |  |
| 生態系維持回復事業の内容   |  |
| 備 考            |  |

（備考）

- 1 申請に当たっては、区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図及び生態系維持回復事業実施計画書（任意様式）を添付すること。
- 2 「備考」欄には次の事項を記載すること。
  - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 3 不要の文字は、抹消すること。

様式第11号の3

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 自然環境保全地域生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

山形県自然環境保全条例第14条の3第6項の規定により、山形県 自然環境保全地域内における生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項を変更したいので申請します。

| 確認（認定）を受けた年月日及び番号   |                | 年 月 日 第 号 |     |
|---------------------|----------------|-----------|-----|
| 変 更 の 内 容           | 事項             | 変更前       | 変更後 |
|                     | 生態系維持回復事業を行う期間 |           |     |
|                     | 生態系維持回復事業を行う区域 |           |     |
|                     | 生態系維持回復事業の内容   |           |     |
| 変 更 を 必 要 と す る 理 由 |                |           |     |
| 備 考                 |                |           |     |

(備考)

- 1 申請に当たっては、区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図及び生態系維持回復事業実施計画書（任意様式）を添付すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の区域図を添付すること。
- 3 「備考」欄には次の事項を記載すること。
  - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 4 不要の文字は、抹消すること。

様式第11号の4

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名（記名押印又は署名）

## 自然環境保全地域生態系維持回復事業軽微変更届出書

山形県自然環境保全条例第14条の3第9項の規定により、山形県 自然環境保全地域内における生態系維持回復事業を変更したので届け出ます。

| 確認（認定）を受けた年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |     |
|-------------------|-----------|-----|
|                   | 変更前       | 変更後 |
| 変 更 の 内 容         |           |     |
| 変 更 し た 年 月 日     |           |     |
| 備 考               |           |     |

別記様式第14号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第11条第3項第4号」を「第11条第3項第7号」に、「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に改め、同様式の注書中「まつ消する」を「抹消する」に改める。

別記様式第15号（裏）中「第14条の6」を「第14条の9」に、「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「第14条の5第1項」を「第14条の8第1項」に、「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に改める。

別記様式第16号（裏）を次のように改める。

(裏)

## 山形県自然環境保全条例（抜粋）

(報告及び検査等)

- 第27条** 知事は、自然環境保全地域又は里山環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第10条第4項若しくは第11条第3項第7号の規定による許可を受けた者若しくは第12条第2項（第14条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域若しくは里山環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第10条第4項各号、第11条第3項本文、第12条第1項各号若しくは第14条の8第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 知事は、第14条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
- 3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

別記様式第17号（裏）中「及び次条」を削る。



## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山形県自然環境保全条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の2の規定は、この規則の施行の日以後にされる山形県自然環境保全条例第10条第4項の規定による許可に係る申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可に係る申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の山形県自然環境保全条例施行規則別記様式第16号及び別記様式第17号の規定による証明書は、新規則の規定による証明書とみなす。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

4 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表自然保護監視員の項第1項第1号イ中「第14条の6」を「第14条の9」に、「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「第14条の5第1項」を「第14条の8第1項」に、「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に改める。

## 告 示

## 山形県告示第208号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成24年2月29日次のとおり通知があった。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

## 2 期 間

平成24年3月15日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

庄内医療生活協同組合

協立大山診療所

同 大山二丁目26番3号

庄内医療生活協同組合

協立三川診療所

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

庄内医療生活協同組合

総合介護センターふたば

鶴岡市双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院附属クリニック

同 文園町11番3号

庄内医療生活協同組合

サポートセンターあさひ

同 熊出字日鍵31番3号

庄内医療生活協同組合

協立ショートステイセンターふたば

同 日枝海老島64番地

|                                        |   |                   |
|----------------------------------------|---|-------------------|
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>介護老人保健施設かけはし          | 同 | 民田字代家田100番1号      |
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>通所リハビリテーションかけはし       | 同 |                   |
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>デイサービスかけはし            | 同 |                   |
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>グループホームかけはし           | 同 |                   |
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス         | 同 |                   |
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>ショートステイかけはし           | 同 |                   |
| 社会福祉法人やまがた虹の会<br>居宅介護支援事業所老人保健施設かけはし   | 同 |                   |
| 医療法人健友会<br>本間病院                        |   | 酒田市中町三丁目5番23号     |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                | 同 |                   |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち           | 同 |                   |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                      | 同 | 中町三丁目4番12号        |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき              | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援事業所               | 同 | 中町三丁目5番23号        |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」            | 同 | 中町三丁目3番18号        |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院         | 同 | あきほ町30番地          |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター | 同 | 千石町二丁目3番20号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                |   | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院             | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                   | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所            |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス         |   | 山形市旅籠町一丁目7番23号    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                  | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ホームヘルパーステーション          | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき            | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実            | 同 |                   |

- 医療法人社団松柏会  
適合高齢者専用賃貸住宅グランドホームはたごまち 同
- 医療法人社団松柏会  
至誠堂とかみクリニック 同 富神前48番5号
- 医療法人篠田好生会  
篠田総合病院 同 桜町2番68号
- 医療法人篠田好生会  
千歳篠田病院 同 長町二丁目10番56号
- 医療法人篠田好生会  
天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目7番1号
- 社会医療法人二本松会  
山形さくら町病院 山形市桜町2番75号
- 社会医療法人二本松会  
上山病院 上山市金谷字下河原1370番地

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第209号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

| 指定番号 | 題 名                    | 図書コード等   | 発 行 所 等   | 指定の理由                               |
|------|------------------------|----------|-----------|-------------------------------------|
| 285  | 無敵恋愛エス☆ガール 2012 3月号    | 08577-3  | (株)ぶんか社   | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 286  | 禁じられた男と女 憎めない人妻編       | 52779-68 | (株)日本文芸社  |                                     |
| 287  | ㊟人妻ざかり蜜股づくし            | 57624-04 | (株)竹書房    |                                     |
| 288  | 快感 人妻淫好白書              | 44655-93 | (株)宙出版    |                                     |
| 289  | 熟女ものがたり 4月号            | 04347-04 | (株)茜新社    |                                     |
| 290  | ニャン2倶楽部Z 2012 3月号      | 17031-03 | (株)コアマガジン |                                     |
| 291  | 危険な愛体験Special 2012 3月号 | 02971-03 | バナジー出版(株) |                                     |
| 292  | 男と女の交差点 我慢できない人妻編      | 52779-77 | (株)日本文芸社  |                                     |
| 293  | ホテルで抱きしめて [快感セレブ編]     | 55250-81 | 辰巳出版(株)   |                                     |
| 294  | 素人AV女優-人妻編-            | 44327-92 | (株)白泉社    |                                     |
| 295  | スイーツスイーツ①              | 52972-96 | (株)日本文芸社  |                                     |

|     |              |          |            |
|-----|--------------|----------|------------|
| 296 | くるりさんとヒラリさん② | 50183-08 | (株) 双葉社    |
| 297 | やわらかおんなのこ    | 57623-47 | (株) 竹書房    |
| 298 | 透明社員X①       | 51616-20 | (株) 秋田書店   |
| 299 | 筆むすめ         | 50704-39 | (株) 実業之日本社 |
| 300 | 薔薇西洋館②       | 50037-81 | (株) 少年画報社  |

## 山形県告示第210号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                                              | 事業所の名称及び所在地               | 指定年月日       |
|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人<br>全国重度障害者相談支援協会<br>東京都小平市花小金井南町一丁目18番25号<br>NR花小金井駅前1階A1号室 | ピアサポート希望の里<br>新庄市金沢2575番地 | 平成24. 2. 27 |

## 山形県告示第211号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|--------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号    | 愛光園ワークセンター大山<br>鶴岡市友江字川向46番地4号 | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 平成24. 2. 23 |

## 山形県告示第212号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                          | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人遊佐厚生会<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地の1 | 障がい福祉サービス事業所ゆうとぴい<br>飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 自立訓練（生活訓練）  | 平成24. 2. 21 |
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | 愛光園ワークセンター大山<br>鶴岡市友江字川向46番地4号       | 就労移行支援      | 平成24. 2. 23 |

|                                  |                                    |             |             |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利法活動法人あらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 障がい者サポートセンターあらた<br>酒田市東町一丁目15番地の25 | 就 労 移 行 支 援 | 平成24. 2. 27 |
|----------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|

山形県告示第213号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害者支援施設設置者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 施設の名称及び所在地                         | 施設入所支援以外<br>の施設障害福祉<br>サービスの種類 | 入所定員                                               | 指定年月日           |
|---------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------|
| 社会福祉法人恵泉会<br>鶴岡市茅原町28番10号       | 障害者支援施設 鶴岡市<br>立愛光園<br>鶴岡市藤沢字軽井沢68 | 自立訓練（生活訓<br>練）<br>就 労 移 行 支 援  | 施設入所支援<br>32名<br>自立訓練（生<br>活訓練）34名<br>就労移行支援<br>6名 | 平成<br>24. 2. 23 |

山形県告示第214号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名               | 地 区 名   | 工事完了年月日     |
|---------------------|---------|-------------|
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業  | 白 鷹     | 平成23. 12. 8 |
| 農 村 災 害 対 策 整 備 事 業 | 玉 川 中 里 | 平成24. 1. 31 |

山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長      |
|--------------------------------------|------|--------------------|----------|
| 西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番40から<br>同 826番39まで | 旧    | 61.4メートル<br>} 49.8 | 19.2メートル |
| 同 上                                  | 新    | 50.0メートル<br>} 49.6 | 同 上      |

## 山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長               |
|--------------------------------------|------|------------------------|-------------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字高瀬826番41から<br>同 825番14まで | 旧    | 26.4 メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>}<br>14.2 |
| 同 上                                  | 新    | 63.8 メートル<br>}<br>51.2 | メートル<br>}<br>12.0 |

## 山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長              |
|------------------------------------------|------|------------------------|------------------|
| 米沢市舘山矢子町字山伏塚109番1から<br>同 大字口田沢字潜清水96番1まで | 旧    | 50.0 メートル<br>}<br>16.0 | メートル<br>}<br>540 |
| 同 上                                      | 新    | 50.0 メートル<br>}<br>16.0 | 同 上              |

## 山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長              |
|--------------------------------|------|------------------------|------------------|
| 米沢市大字梓川字道上893番1から<br>同 779番1まで | 旧    | 64.0 メートル<br>}<br>15.0 | メートル<br>}<br>271 |
| 同 上                            | 新    | 50.5 メートル<br>}<br>12.5 | 同 上              |

## 山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 関根刈安線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|----------------------|---|------|----------|-----------|
| 米沢市大字三沢字芋畑沢25090番3から |   | 旧    | 48.0メートル | 2,601メートル |
| 同 字片角沢24588番1まで      |   |      | 7.5      |           |
| 同                    | 上 | 新    | 48.0メートル | 同上        |
|                      |   |      | 7.5      |           |

## 山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高島川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 東置賜郡川西町大字小松字田中在家195番から |   | 旧    | 11.5メートル | 480メートル |
| 同 字留塚51番1まで            |   |      | 8.6      |         |
| 同                      | 上 | 新    | 11.5メートル | 同上      |
|                        |   |      | 9.2      |         |

## 山形県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市舘山矢子町字山伏塚109番1から  
同 大字口田沢字潜清水96番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年3月9日

## 山形県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 関根刈安線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字三沢字芋畑沢25090番3から  
同 字片角沢24588番1まで

- 3 供用開始の期日 平成24年3月9日

### 山形県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月9日から同月22日まで縦覧に供する。  
平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 高島川西線  
2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字小松字田中在家195番から  
同 字留塚51番1まで  
3 供用開始の期日 平成24年3月9日

### 山形県告示第224号

次の開発行為は、完了した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年2月16日 指令村総建第5028号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金瓶字湯坂山20番43、20番54、20番197  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市芳野64番地  
株式会社感動ハウス

### 山形県告示第225号

次の開発行為は、完了した。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成23年6月16日 指令庄総建第29号  
2 開発区域に含まれる地域の名称  
飽海郡遊佐町比子字青塚31-37、31-38、31-39、31-40、31-41  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
大阪市中央区安土町一丁目7番20号  
大阪有機化学工業株式会社

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年3月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年2月23日  
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名称  
特定非営利活動法人 絆の会  
(2) 代表者の氏名



伊藤 謙吉

(3) 主たる事務所の所在地

鶴岡市双葉町5番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者をはじめ身体、知的障がい者及び家族が、生きがいをもって安心して暮らせるように、自立をめざし、就労継続支援事業所での就労訓練や障がい者グループホームでの生活訓練を実施するなど障害者自立支援法に基づく事業を行い、障がい者の福祉の充実に寄与することを目的とする。

平成24年3月9日印刷  
平成24年3月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056